

令和 7 年度佐賀県保育人材確保のための動画・コミック制作業務委託仕様書

1 委託業務名

令和 7 年度佐賀県保育人材確保のための動画・コミック制作業務委託

2 目的

令和6年度に調査した結果、佐賀県内の保育施設の約 8 割が保育者不足を感じていることが分かり、保育者の確保は喫緊の課題である。さらに、「こども誰でも通園制度」の開始や要配慮児童の増加、県内保育士養成施設への入学者数の減少などにより、今後も保育者不足は深刻化する見込みである。

本業務は、以下を目的として実施する。

- ・就職に直結する年代である高校生や大学生、保育士養成施設の学生(以下「学生」という。)、及び保育士資格・幼稚園免許等を保持しているものの、保育の職に就いていない方や、保育の仕事に興味のある方(以下「潜在保育者等」という。)に対して、保育の仕事の魅力を伝え、県内保育施設への就職したいという思いを喚起させること
- ・学生の進路選択に大きな影響を与える保護者に対して、保育の仕事の素晴らしさや現場環境が改善している点を伝え、保育者を目指すこどもたちへの支援を促すきっかけを作ること

3 業務内容

「保育っていいな」という想いを喚起し、佐賀県内の保育施設への就職を検討するきっかけとなるような動画、コミックを作成し、多くの方に届くよう広報すること。

(1)ターゲット

ア エリア

佐賀県内を主なエリアとし、周辺地域(福岡県・長崎県)も見込む。

イ 対象

学生等及びその保護者。また、潜在保育者等。

(2)企画調整・管理業務

ア 県内保育士養成施設(西九州大学、西九州大学短期大学部、佐賀女子短期大学、九州龍谷短期大学)、県内保育団体(主に佐賀県保育会、一般社団法人佐賀県私立幼稚園・認定こども園連合会、全国認定こども園協会佐賀県支部)及び佐賀県社会福祉協議会(以下「養成施設等」という。)と必要に応じて連携し、円滑に動画・コミック(以下「動画等」という。)を制作すること。

なお、動画等への出演者や、撮影場所等については、養成施設等と協議の上、協力を得られるものとする。その際は、事前に十分な余裕をもって人員の派遣を依頼し、

必要な説明を行うこと。

イ 制作に当たって必要となる総合的な管理業務を行う体制を構築すること。統括責任者を1名配置し、適宜打合せ、進捗状況の報告を行い、業務の円滑な推進を図ること。

また、外部組織、協力会社などが存在する場合は、その関係、役割、作業分担、責任範囲、指揮系統を明確にすること。

ウ 動画等制作計画を作成し、スケジュール作成・管理を行うこと。

(3)動画の制作・公開

ア 動画の内容は、インパクト、話題性があるものとし、ターゲットに対して佐賀県の保育の魅力を訴えかけ、印象に残る内容のものを1本制作すること。

イ 可能な限り、佐賀県が働き方改革や保育の質の向上に取り組んでいることを動画に盛り込むこと。

ウ 制作した動画は、佐賀県の YouTube チャンネルや SNS、TVCM 等での配信を想定している。配信先によって適切な長さに編集すること。(例 YouTube 想定：3 分、SNS や TVCM 想定：15 秒および 30 秒)。

エ 制作した動画は、肖像権が発生する場合、出演者に事前に承諾を得ること。

オ 動画の制作にあたっては県側と十分に協議を行うこと。

カ 動画の公開は令和7年度末までに行うこと。

(4)コミックの制作・公開

ア コミックの内容は、県が提供するエピソード(※)から、本業務の目的に適したものを選別すること。電子で、4コマ程度の短いものを 8~10 本程度制作する形が望ましいが、効果的な手法があればこれ以外の形態でも差し支えない。

(※)県が令和6年度に実施した「佐賀県保育士実態調査」の際に収集した、佐賀県登録保育士の方々が、保育業務に携わる中で喜びや楽しさを感じたエピソード

イ 制作したコミックは、佐賀県のホームページや SNS 等での掲載を想定している。

ウ コミックの制作にあたっては県と十分に協議を行うこと。

エ コミックの公開は令和7年度末までに行うこと。

(5)広報

ア (3)で制作した動画、(4)で制作したコミックをターゲットに広く届け、話題性を高めることのできる方法で広報を行うこと。

イ SNS を活用したターゲティング広告は必ず実施し、その他は提案によるものとする。(例 子育てし大県さが HP 掲載、情報誌掲載、TV 等 CM、オンラインメディア、イベント、チラシ等)

(6)事業効果の分析・検証およびフィードバック

ア アンケート等によって本業務による効果を適切な方法で把握し、分析を行うこと。

また、その分析結果を業務完了報告書に記載すること。

イ 保育に関わる職に対し好意的な回答が過半数となることを目標とすること。

ウ アンケート以外にも、話題性や好意的な印象を確認する際に指標となるものがあれば提案すること(例 自身のこどもが保育の仕事に就くことについて、ポジティブなイメージを抱く人の割合の上昇、動画の再生回数 等)。

4 委託期間

契約締結の日から令和 8 年3月31日まで

5 委託料

5,269 千円を上限とする(消費税及び地方消費税含む。)

6 納品物

(1)制作計画

[部数:1部 媒体:紙及びデータ 提出時期:業務開始の5営業日前までに]

(2)業務完了報告書

[部数:1部 媒体:紙及びデータ 提出時期:業務完了時]

(3)本業務で制作したデータ(動画:動画データ、コミック:AI データ、PDF データ)

[部数:1部 媒体:紙及びデータ 提出時期:業務完了時]

(4)その他、県と受託者が合意の上、納品物として提出を求めるもの

8 支払方法

前金払(保険料に係る部分に限る)、完了払

9 その他

(1)本業務に関する事務は、受託者が行う。

(2)受託者は、業務の実施状況について適宜佐賀県こども未来課に報告する。

(3)受託業者が本業務委託により新たに制作した制作物がある場合、その著作権(著作権法第 21 条から第 28 条までに定めるすべての権利を含む。)は、編集タイアップなど媒体社が権利を保有する場合を除いて佐賀県に帰属するものとし、佐賀県は、これらの制作物(写真、イラスト、文章、ホームページ画面、データ等)を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、制作者は佐賀県に対して著作者人格権を行使しないものとする。

(4) 成果物の二次利用について、媒体社などが権利を保有する場合であっても、県は下記の場合において、無償で自由に二次利用できるものとする。

ア 県及び県が指定する者が保有するホームページ、SNS 等での公開

イ 講演会、イベント等での紹介・上映・配布などの広報活動

(5)(4)以外の二次利用やタレントなどを起用する場合の使用期間については協議のうえ定めるものとする。また、第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとし、県は責任を負わない。

(6) 業務の遂行にあたり、第三者(県及び受託者以外の者)が所有する素材を用いる場合には、受託者が著作権処理等を行うこと。

(7) 本業務の委託料により受託者が購入した備品等は、県に帰属するものとする。

(8) 本業務の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ佐賀県こども未来課に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法、その他必要な事項を報告し、承認を得ること。なお、業務の統括に係る業務は、再委託を認めない。

(9) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う際は、個人情報保護法(平成 15 年法律第 57 号)を順守しなければならない。

(10) 本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、佐賀県こども未来課と受託者が協議して定めた事項についてはこれを順守し、業務の遂行に当たらなければならない。また、業務の実施に当たっては責任者を明確にし、佐賀県こども未来課の職員等関係者と連絡を密にし、遺漏の無いようにすること。

(11) 本業務の参加者等との間に発生したトラブルに対しては、受託者が責任をもって対処すること。

(12) 受託者は、本業務に係る契約の終了に伴い、他者に業務の引継ぎを行う必要が生じたと佐賀県こども未来課が判断した場合には、佐賀県こども未来課に確認しながら、事前に必要な措置を講じるとともに、円滑な引継ぎを行うものとする。なお、具体的な内容については、受託者と佐賀県こども未来課の協議によることとする。

(13) 本業務の実施にあたり計画に変更が生じた場合、または本仕様書に記載のない事項及び疑義が発生した場合は、その都度速やかに県と協議を行い、事前に県の了解を得た上で業務を遂行すること。